

令和4年10月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和4年10月20日(木) 午前8時56分～9時49分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
9番	中村 康男(会長)	10番	宮本 賢一
11番	吉田 宏明	12番	喜田 清己
13番	吉田 昌治	14番	川田 一博
15番	原 武信	16番	竹内 博文
17番	三木 洋一	18番	石井 淑雄

欠席委員

傍聴推進委員

7番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	藤本 直哉
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	4件	田 畑	988 1,087	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	2件	田 畑	671.31	m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	7件	田 畑	9,323.29	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	2件	田 畑	237	m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	31件	田 畑	83,524 2,243	m ² m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請	4件			
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	4件			
第9号議案	青年等就農計画認定申請	1件			
報告第1号	合意解約	5件	田 畑	11,262	m ² m ²

令和4年10月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より10月の定例会を開催いたします。

(挨拶) (議案の訂正・追加)

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで合計55件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中18名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 11番 吉田 委員さんと 12番 喜田 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、17番 三木 委員さん、18番 石井 委員さん、1番 富木田 委員さんと私で、10月19日(水)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 390 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 598 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 638 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はミカンで、販売を目的としています。

4番、・・・、面積 449 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が持分全部移転により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

本日の案件4件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 283 m² 外1筆 合計 306 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 貸駐車場

申請理由 申請人の親が、住宅を建てた際に、その一部が申請地に入ってしまう、現在に至りました。この度、貸駐車場を計画したため、無断転用の解消をするものです。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種低層住居専用地域と定められている第3種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積 276 m² 外3筆 合計 365.31 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 住宅拡張、進入路

申請理由 申請人の親が建てた住宅兼納屋の一部が申請地にかかっていること、また申請地の一部も宅地として利用していることが判明したため、その無断転用を解消するものです。

また、住宅北側の道路は幅員が狭く、緊急車両が通行できないため、南側に新設される開発道路に接続するように進入路を新設する計画についても併せて申請するものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題に供します。

なお、第3号議案の4番については現地調査を実施しておりますので、17番 三木 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

三木委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番の現地調査報告をさせていただきます。

4番、・・・、面積 3.4㎡ 外6筆 合計 3791.4㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 分譲住宅、貸し駐車場 用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、林田町での分譲住宅用地を検討していたところ、申請地は幼稚園や小学校に非常に近くて住宅環境が良いため、11区画の需要が見込めると判断しました。

また、周辺は宅地が密集しているエリアでもあるため、貸し駐車場に対する一定の需要が見込めると判断して4台分を計画。土地所有者と交渉したところ合意も得られたため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

無断転用による始末書の提出がある。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま三木 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明

を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

4番につきましては、先ほどの三木 委員さんのご説明とおりです。

1番、・・・、面積 338 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は、現在、借家に住んでいますが、子供の成長を考えると手狭なため住宅建築を計画したところ、祖母が所有する申請地は実家にも近くて便利のため、総合的に判断して申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第1種住居地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 157 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲

申請理由 譲受人は、不動産業を行っております。

申請地は、市道に接して周辺が宅地化されており、学校やスーパーも近くて生活の利便性に優れた土地であるため、需要が高い地域と判断し宅地分譲を計画したところ、土地所有者と合意したため転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第2種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 1168 m²外2筆 合計 1789.89 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 譲受人は、主に高松市で分譲住宅を展開しております。中讃地域での経営規模拡大を計画していたところ、申請地は分譲住宅の需要が高い地域であり、市道に面して生活の利便性がよいことから販売が見込めると判断し、土地所有者と交渉したところ合意も得られたため申請に至りました。

農地の区分 水道およびガス管が埋設されている道路の沿道区域で、おおむね 500 m以内に2以上の教育施設が存在する、第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

5番、・・・、面積 112 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 敷地拡張

申請理由 譲受人が現在居住しているところは、川沿いの立地条件のため、近年の豪雨時には自宅近くまで水が迫ってくることもありましたが。そのため、その心配が不要なところへの引っ越しを計画したところ、県外に転出されている譲渡人が所有する土地に移転することで、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

6番7番は、譲受人が同じで転用目的も同じのため、まとめて説明します。

6番、・・・、面積 1676 m²

7番、・・・、面積 1459 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を行っており、新たな再生エネルギー発電用地を計画したところ、農地管理に苦慮している譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 今回の申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度（FIT制度）ではなく、四国電力の送電網を利用して電気使用者へ直接売電する方法です。そのため、経済産業省の小売り電気事業者登録および四国電力の系統関係が確認できる書類の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

5番の併せて利用する土地 422.84 m²は申請地にくっついているのですか。

事務局長補佐 併せて利用する土地は宅地であり、申請地はそこに庭のような形であります。

梶野委員 申請地だと水の心配がないということですか。

事務局長補佐 申請地は山沿いにあるため心配ないと言えます。

(委員による審議)

各委員 **【異議なし】**の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件につきまして原案どおり承認することとします。

このうち4番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、10月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番、2番については現地調査を実施しておりますので、18番 石井 委員さん、1番 富木田 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

石井委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積145㎡【議案読み上げ】

申請理由 平成元年頃より、農業用倉庫を建築し利用しているためです。

以上です。

富木田委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」2番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積92㎡【議案読み上げ】

申請理由 農地法施行前より境内地として利用しているためです。

申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい、地元の方の確認書の添付もあります。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま石井 委員さん、富木田 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局書記 それでは、第4号議案「非農地証明願」についてご説明いたします。

1番と2番に関しては先ほどの石井委員さん、富木田委員さんのご説明通りです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がございましたが、第4号議案「非農地証明願」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 1番は申請人が高松市の人で申請地が西庄町ですが耕作するのに通ってきているのですか。または誰かに貸しているのでしょうか。

事務局書記 申請人の父親がこちらで住んでいて農業用倉庫として利用していました。現在、貸借はしていません。耕作の状況はわかりません。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」2件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」31件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」31件についてご説明いたします。今月は新規に農地の貸借をする案件が9件、更新が17件、再設定が5件で、そのうち農地機構を通じた貸借が9件となっております。

以上、農用地利用集積計画書31件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」31件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」31件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積161㎡ 外2筆 合計1116㎡【議案読み上げ】

転用目的 宅地分譲6区画から4区画への変更

申請理由 申請者は、令和4年8月1日に転用許可を受けています。

1区画の平均が、約185㎡の6区画で計画しておりましたが、広い宅地の要望があったため、約194㎡が2区画、約330㎡が1区画、

約 386 m²が 1 区画へと変更するものです。

2 番、・・・、面積 1,222 m² 外 1 筆 合計 2,241 m² 【議案読み上げ】

転用目的 貸資材置場、車両置場、倉庫、車庫 用地

申請理由 申請者は、令和 3 年 11 月 17 日に転用許可を受けています。

工事が進むに伴い露天に置けない資材を保管する必要があるため、倉庫、車庫を設けて利用するものです。

3 番 4 番は、転用事業者が同じなのでまとめて説明します。

3 番、・・・、面積 600 m²外 2 筆 計 1,936 m²

4 番、・・・、面積 2356 m² 【議案読み上げ】

転用目的 転用目的に変更はありません。

申請理由

3 番について、申請者は、平成 29 年 8 月 14 日に当初の転用許可を受けて、一度工期延長をしたものの、残り 1 区画の販売が完了しておりません。

4 番について、平成 31 年 1 月 22 日に許可を受けて造成は全区画完了しておりますが、残り 3 区画の販売が完了しておりません。

そのための工期延長ですが、それぞれ許可期間からの 2 年間となります。なお、本来であれば許可を受けている期間中に申請をすべきところですが、手続きをしておらず始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員

2 番の倉庫はすでに建っているのでしょうか。

事務局長補佐

こちらはすでに建っております。

三木委員

開発許可案件等には引っかからないのでしょうか。

事務局長補佐

一時的なものなので開発許可は不要となります。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続きまして今月は農政部門の議案が 5 件出ております。

まず、第 8 号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説

明を求めます。

事務局長

では、第8号議案「農業経営改善計画委認定申請」についての説明でございます。
農業経営改善計画の認定申請は、今回4件提出されており、更新の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において書面承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を14、15ページにまとめており、16ページから27ページまでが申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

以上が農業経営改善計画認定申請の内容でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。第8号議案「農業経営改善計画認定申請」についてなにかご意見・ご質問はございませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」4件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

続いて第9号議案、「青年等就農計画の認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

青年等就農計画の認定申請は、今回1件新規で提出されております。この青年等就農計画は、認定新規就農者の認定のために必要な手続きで、先程の農業経営改善計画と同じく中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において書面承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を28ページにまとめており、29ページから31ページまでがそれぞれの申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

以上が青年等就農計画認定申請の内容でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

会長職務代理

事務局の説明がございましたが、第9号議案「青年等就農計画認定申請」について何かご意見・ご質問はありませんか。

山下委員

こちらの新規就農の方は農地を借りて農業をするのですか。また、その際には農地機構を通じて借りるのでしょうか。

事務局書記 ご自身で相手を見つけて借りております。また、父親から生前贈与で農地を取得して就農されているとも聞いております。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「青年等就農計画認定申請」1件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思っております。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 677 m² 外3筆 計 3,157 m² 【議案読み上げ】
備考 利用権 賃借権の解消

2番、・・・、面積 833 m² 【議案読み上げ】
備考 利用権 使用貸借権の解消

3番、・・・、面積 1,983 m² 【議案読み上げ】
備考 利用権 期間使用貸借権の解消 第6号議案6番関連

4番、・・・、面積 1411 m² 外3筆 計 4,130 m² 【議案読み上げ】
備考 利用権 期間使用貸借権の解消 第6号議案2番関連

5番、・・・、面積 1,149 m² 外1筆 計 1,158.76 m² 【議案読み上げ】
備考 利用権 賃借権の解消

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員 1番の売買目的の相手は決まっているのでしょうか。

事務局書記 どなたにお売りするのか把握はしておりませんが、相手はすでに見つかっていると聞いております。

梶野委員 4番の耕作者変更はどなたに変更されるのでしょうか。

事務局書記 今月の議案の第6号議案2番にて相手を記載しております。ご確認ください。

(委員による確認)

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして10月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時49分終了

令和4年10月20日